

2. シルバー総合賠償責任保険

会員が就業中他人に怪我を負わせたり、仕事先の器物等を損壊したりした場合に適用され、保障金額（てん補限度額）は以下のとおりです。

保険対象	保険金額	対象
対人賠償	3,000 万円	1 名当たり
	1 億円	1 事故当たり
対物賠償	1,000 万円	1 事故につき

※免責金額：1 事故につき 10,000 円を当事者（就業会員）に負担していただきます。

※自動車事故の場合は、加入されている任意保険での対応になります。

- | | |
|-------------|--------------------------------------|
| * 保険のでない場合… | • 自動車の所有、使用若しくは管理に起因する損害事故
(主なもの) |
| | • 一緒に仕事に従事している会員の物を壊した場合 |
| | • 当事者(会員)と世帯を同じくする親族に対する賠償責任 |
| | • ちりやほこり、ごみ又は騒音に起因する損害 |
| | • 生産又は販売した商品等の損壊 |
| | • 修理・加工等の技術・技能が未熟及び失敗による損壊 |